平成２２年（フ）第２３０号
滋賀県東近江市小川町864番地
破産者　寺本工業株式会社
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３６３号
大阪市中央区南船場２丁目３番６号、商業登記簿上の本店所在地長崎県五島市富江町狩立538番地１
破産者　株式会社富江ソウイング
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９５号
大阪府池田市伏尾台１丁目16番地の５
破産者　株式会社誠和コーポレーション
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２８号
大阪府寝屋川市点野１丁目18番７号
破産者　株式会社ＨＩＬＬ’ｓＰＯＲＴ
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９８号
大阪市浪速区稲荷１丁目12番26―101号
破産者　株式会社メイテックス
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１９号
大阪市北区紅梅町２―17　第８田渕ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
破産者　関西ファクス株式会社
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５９号
島根県大田市静間町220番地19、住民票上の住所島根県大田市静間町216番地６
破産者　吉田　幸子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８４号
愛媛県今治市恵美須町３丁目１番地32―２Ｆ
破産者　有限会社マクスト
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２０年（フ）第１３３１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台４丁目５番７号
破産者　後藤　和仁
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１３３２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府4171番地の５、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目12番４号
破産者　後藤　英友
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０２７１号
東京都足立区西新井本町１―６―４
破産者　山口　茂雄
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４６６号
横浜市港南区上大岡西３丁目20番31号タナベビル201
破産者　有限会社シェイド
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７２号
横浜市旭区小高町143番地
破産者　有明建設株式会社
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５号
神奈川県伊勢原市石田316番地の15
破産者　株式会社アイケイ
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０６号
静岡県浜松市東区有玉南町1605番地の１
破産者　有限会社浜松タウン住建
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
静岡県浜松市西区西山町118番地の26
破産者　株式会社ハマショウエクスプレス
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
兵庫県明石市大蔵中町２番５号
破産者　有限会社明石乳販
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東12番６号
破産者　有限会社明和工業
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１２９８号
千葉市若葉区千城台西１丁目７番５号
破産者　宮本喜一郎
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７１号
千葉県市原市石川340番地14
破産者　沼田　陽一
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９５号
大阪府松原市別所２丁目２番13号
破産者　有限会社モーラ
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
和歌山県新宮市千穂１丁目１番35号
破産者　堀・看板こと　堀　三喜男
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部